

平成27年5月1日

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する会長声明

千葉県弁護士会

会長 山本 宏



第1 声明の趣旨

- 1 当会は、平成27年3月13日に国会に提出された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（以下、「本法案」という。）の立法に強い懸念を表明する。
- 2 国会においては、従来の糾問的な捜査手法を抜本的に改革するとともに、えん罪の防止を図り、適正手続の保障を徹底するという観点から、本法案内容の抜本的見直しを求める。

第2 声明の理由

1 総論

まず、法制審議会－新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」という。）が設置されたのは、近年、氷見事件、布川事件、足利事件など多くの事件がえん罪事件であったことが判明し、その挙句に厚生労働局長事件（いわゆる「村木事件」）において、大阪地方検察庁特別捜査部による証拠改ざん等の一連の違法行為が明らかになったことが契機となっている。そのため、特別部会における刑事訴訟法等の改正に関する議論は、自ずとえん罪防止の観点から、密室での取調べに依存した従来型捜査手法を抜本的に改革するとともに、被疑者・被告人の権利を拡張し、適正手続の保障を徹底する方向で行われなければならないはずであった（法務大臣諮問第92号参照）。

ところが、その後、特別部会は、従来型捜査手法を基本的に肯定した上で、捜査機関側の“真実発見”的要請に従い、捜査手法を拡大させる方向で議論を進めてきた。その末に作成されたのが本法案である。

そのため、本法案が内包する問題性は多岐にわたるが、本声明では、当会が特に重要な問題点と考える、①取調べの録音・録画制度、②証拠開示制度、③通信傍受の拡大、④司法取引制度の導入に絞って意見を述べる。

2 取調べの録音・録画制度

(1) 対象事件が著しく限定されている

まず、本法案は、録音・録画の対象事件を、裁判員裁判対象事件及び

検察官独自捜査事件に限定しているが、えん罪防止の観点や適正手続保障の観点からは、極めて不十分であるといわざるを得ない。

なぜなら、裁判員裁判対象事件は公判に付される全事件の約2%に過ぎず、公判に付されない事件を含めると、全身柄事件のうち極めて少數にとどまる。また、検察官独自捜査事件に至っては、年間100件程度であり、公判に付される全事件のうち約0.1%にとどまる。

したがって、本法案の定める対象事件では、上記を除く大多数の事件が録音・録画の対象とならず、えん罪防止の趣旨が全く実現されない。

(2) 広範な例外事由が設けられている

また、本法案の定める録音・録画の例外事由は、捜査機関の運用次第で可視化制度が実質骨抜きになる危険性を内包している。

すなわち、本法案は、録音・録画の例外事由として、「被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認められるとき」等と定めているが、かかる条項は概略的に過ぎ、取調官の主觀次第で例外事由が極めて広範に解釈されるおそれがある。

3 証拠開示制度

(1) 全面的証拠開示制度の実現が不可欠である

本法案は、検察官に弁護人に対する保管証拠一覧表の交付を義務付ける対象を、公判前整理手続が実施される事件に限定しているが、証拠の偏在を解消し、えん罪の防止や適正手続保障を図る観点からは、全面的な証拠開示制度の実現が不可欠である。

すなわち、過去、多くのえん罪事件は、捜査機関による証拠のねつ造や検察に不利な証拠隠しが原因で生じている。このようなねつ造及び証拠隠しを防ぐためには証拠開示の充実が欠かせないが、この点は、公判前整理手続が実施される事件とそうでない事件との間で異なるものではない。

(2) 証拠一覧表には証拠の要旨の記載を義務付けるべきである

また、本法案によれば、証拠一覧表の記載は、標目・作成年月日・作成者（供述者）の氏名にとどまり、各証拠の要旨は記載されない。そのため、一覧表の交付を受けたとしても、弁護人にとって、検察官保管証拠の内容を知ることは事実上困難であり、証拠開示の実効性を確保できない。

したがって、被告人の権利擁護の観点から、少なくとも証拠の要旨の記載を検察官に義務付ける内容での法改正が必要である。

4 通信傍受の拡大

(1) 通信傍受の範囲を拡大すべきではない

通信傍受は、憲法上保障された通信の秘密や個人のプライバシーを侵害する検査手法であり、当会としては、現行の通信傍受法でさえ、基本的人権を侵害し、憲法に違反する疑いがあると考える。

この点、最高裁判所平成11年12月16日第三小法廷決定は、通信傍受法制定前の事案について、通信の秘密や個人のプライバシーの保障の観点から、「重大な犯罪に係る被疑事実」に限って通信傍受を認めると判示した。その趣旨からすれば、傷害や詐欺など必ずしも「重大な犯罪」とは言い難い犯罪にまでその範囲を広げる今回の改正案は、違憲となる疑いが濃厚である。

なお、特別部会が「重大な犯罪」とは言い難い犯罪にまで通信傍受の範囲を拡大する理由は、検査の必要性・有用性を重視するためである。仮に、今回、検査の必要性・有用性を理由に検査手法の拡大を安易に認める前例を作ってしまえば、今後も同様の理由によって基本的人権を侵害する新たな検査手法が創設される危険が大きい。したがって、かかる法改正は到底容認できない。

(2) 通信傍受時の立会いを不要とすべきではない

通信事業者による通信傍受への立会いは、第三者による監視の目が入ることによって、検査機関による傍受記録の改ざんや通信傍受の濫用的実施を客観的に防止するとともに、検査機関に対し、かかる行為の自制を促す機能を果たしてきた。

今回、暗号化等の技術的装置を導入することによって、通信事業者の常時の立会いを不要とするならば、検査機関に前記自制効果が及ばなくなってしまう。しかも、本法案は、前記技術的装置によって検査機関の不正を防止することを想定しているが、前記技術的装置が正常に作動していることを検証する仕組みが定まっていない現状においては、検査機関によって装置自体に対する不正が行われるおそれを払拭できない。

5 司法取引制度の導入

協議・合意制度は、いわゆる司法取引制度であり、他人の犯罪事実を明らかにするのと引き換えに、被疑者・被告人が一定の利益を受けるというものである。かかる制度は、被疑者・被告人が、自らの利益のために故意に他人を引き込む危険を内包しており、新たなえん罪を構造的に生み出す制度といわざるを得ない。

また、同制度の対象は、一定の財政経済犯罪（文書偽造、収賄、詐欺、横領等）及び薬物銃器犯罪とされているところ、これらの犯罪の多くは裁判員裁判対象事件ではないため、検察官独自検査事件を除き、その取調べ

は録音・録画の対象外となる。そのため、協議に入る前の段階で、取調べ官の働きかけによって虚偽供述が誘発され、えん罪が生み出される危険を防ぐことができない。

したがって、全面的な取調べの録音・録画がなされていない現状において、かかる制度を導入することは容認できない。

そして、刑事免責制度についても、協議・合意制度と同様に他人を引き込む危険を内包しているため、えん罪防止の観点から導入すべきではない。

6 結論

以上のとおり、本法案は、特別部会設置の趣旨であるえん罪防止や適正手続保障の観点を反映したものとなっておらず、逆に捜査機関側の真実発見の要請を強く取り入れた内容となっている。

それゆえ、本法案の内容では、従来型の糾問的な捜査手法の抜本的な改革には至らず、えん罪の防止や適正手続の保障を徹底することはできない。

よって、国会においては、上記特別部会設置の趣旨に立ち返って本法案の内容を抜本的に見直されるよう強く要望する。

以上